

自転車通学上の注意

静岡県立新居高等学校定時制

- 1 事故には十分に気をつける。万が一、事故に遭った場合は、必ず担任を通じて学校に報告する。
- 2 本人所有の通学用自転車にのみ、所定の場所に学校から貸与されたステッカーを貼り、その他の自転車には貼らない。
- 3 通学用自転車には、住所・名前・連絡先をきちんと書いておく。
- 4 それぞれの場所で定められた駐輪場所に駐輪し、駐輪禁止場所への駐輪や乗り捨てをしない。
- 5 施錠は自己責任で必ず行い、盗難には十分に注意する。また、なるべく二重に施錠をする。盗難に遭った際に学校へと盗難自転車放置の連絡があった場合は速やかに家庭に連絡をします。
- 6 自分の通学用自転車が盗難に遭ったからといって、他人の自転車を盗むなどということはないようにする。自転車盗の大半は高校生で、盗んだ理由の多くが「自分の自転車が盗難に遭ったから」というものだそうです。
- 7 自転車防犯登録に登録をし、定期的に安全点検を受ける。
- 8 任意保険には、なるべく加入する。
- 9 以下のようなことを守り、交通安全に努める。
 - (1) スピードを出しすぎない。
 - (2) 急な飛び出しはしない。交差点では必ず一時停止し、安全確認をする。
 - (3) 二人乗りや並進、傘差し運転をしない。
 - (4) 無灯火運転をしない。薄暮時には早めにライトを点灯する。
 - (5) 信号無視など交通ルール違反をしない。

静岡県立新居高等学校
電話 053-594-1515